

藤井寺市訪問看護ステーション訪問看護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 藤井寺市が設置する藤井寺市訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

6 前5項の他、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月厚生労働省令第35号）」に定める内容を遵守し事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 藤井寺市訪問看護ステーション

(2) 所在地 藤井寺市小山9丁目4番33号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び職員の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 主任 看護師1名 (常勤職員)

主任は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき訪問看護〔介護予防訪問看護〕にあたるとともに、実習生及び新人職員の責任者として指導にあたる。また、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の管理及び職員の管理を補佐し、管理者不在時は管理者の職務を代行する。

(3) 看護職員 看護師7名 (常勤職員5名、非常勤職員2名)

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

(4) 事務職員 2名 (非常勤職員2名)

事務全般の執務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日の午前9時から午後5時30分までとする。ただし、土曜日にあつては午前9時から午後1時までとする。

(2) 営業を行わない日は、次のとおりとする。

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日まで。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第6条 この事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うことを目的として、次のとおりとする。

(1) 病状観察

(2) 清拭及び洗髪

- (3) 床ずれ防止及び処置
- (4) 体位の変換
- (5) カテーテル等の管理
- (6) 家族その他の介護者に対する指導
- (7) リハビリテーション
- (8) 食事及び排泄等の日常生活の世話
- (9) ターミナルケア
- (10) その他医師の指示による医療処置等
(利用料等)

第7条 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。また、法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付するものとする。

（通常の実業の実施地域）

第8条 通常の実業の実施地域は藤井寺市、羽曳野市、柏原市の区域とする。

（緊急時の対応）

第9条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者の病状等に急変、その他緊急の事態が生じたときは、直ちに主治医に連絡し、その指示に基づき必要な措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第10条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。また、事故の状況及び事故に際して行った処理等を記録するものとする。

（衛生管理）

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（苦情処理）

第12条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る相談・苦情処

理の体制は次のとおりとする。また、当該苦情の内容及び行った処理等を記録するものとする。

- (1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口

事業者の窓口 管理者(所長)	電話番号	072-939-7291
	受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時30分
		土曜日 午前9時～午後1時

- (2) その他窓口

藤井寺市健康福祉部 高齢介護課	電話番号	072-939-1111
	受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時30分
羽曳野市保健福祉部 高年介護課	電話番号	072-958-1111
	受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時30分
柏原市健康福祉部 高齢介護課	電話番号	072-972-1501
	受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時15分
大阪府国民健康保険 団体連合会	電話番号	06-6949-5446
	受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者等の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営に関する留意点)

第14条 本事業所は、職員の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務の執行体制についても適時整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内実施
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職

員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容に明記するものとする。

附則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。